平成２７年（再イ）第２２５号
神奈川県大和市深見西１丁目４番14号　薫風舘101
再生債務者　藤井　　徹
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年３月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年３月４日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（再イ）第２０７号
愛知県半田市平地町３丁目56番地の４　ヴィラエクセル102号
再生債務者　八木　友之
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年３月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年３月３日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（再イ）第２１１号
名古屋市瑞穂区高田町３丁目13番地
再生債務者　永田　俊郎
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年３月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年３月３日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（再イ）第２２１号
愛知県愛西市鰯江町郷東113番地５
再生債務者　榎本　　崇
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年３月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年３月３日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（再イ）第２４号
愛知県丹羽郡大口町替地１丁目312番地
再生債務者　榎本　　弘
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年３月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年３月３日
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（再イ）第４８３号
大阪府東大阪市稲田上町１丁目16番21号（営業所所在地大阪府東大阪市徳庵本町２番８号）
再生債務者　藤正こと　藤賀義五郎
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年３月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年３月４日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（再イ）第５２３号
大阪市鶴見区諸口３丁目２番４―102号（事業所所在地大阪市西区京町堀１―７―９―508A）
再生債務者　よしだ行政書士事務所こと京町堀簿記仏語英会話教室こと　吉田　久代
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年３月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年３月４日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（再イ）第６２号
大阪府泉南郡熊取町つばさが丘西２丁目７番15号
再生債務者　田中　妙子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年３月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年３月４日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

平成２７年（再イ）第６２号
兵庫県尼崎市大庄北５丁目４番13号
再生債務者　戸田　正博
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年３月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年３月４日　神戸地方裁判所尼崎支部

平成２７年（再イ）第２１４号
札幌市南区真駒内本町５丁目７番１―106号
再生債務者　後藤　有弘
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年３月３日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年３月４日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（再イ）第２７号
北海道苫小牧市澄川町５丁目31番９号
再生債務者　平口　武志
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年３月３日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年３月４日
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２７年（再イ）第２８号
北海道苫小牧市澄川町５丁目31番９号
再生債務者　平口由美子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年３月３日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年３月４日
札幌地方裁判所苫小牧支部

国立研究開発法人理化学研究所平成26事業年度財務諸表に関する公告

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第38条第３項に基づき、平成26事業年度国立研究開発法人理化学研究所の財務諸表について次の通り公告します。なお、同法第38条第４項の規定により附属明細書その他主務省令で定める書類等は、当法人のホームページ（http://www.riken.jp/about/info/zaigen/）に掲載しております。

平成 28 年３月 17 日

埼玉県和光市広沢２番１号
国立研究開発法人理化学研究所
理事長　松本　　紘

貸　借　対　照　表

（平成27年３月31日）

（単位：円）

資産の部			
Ⅰ　流動資産			
現金及び預金		27,496,182,071	
売掛金	432,534,623		
貸倒引当金	△　2,235,633	430,298,990	
たな卸資産		143,229,478	
前払費用		55,149,024	
未収金		59,201,335	
未収消費税等		12,491,700	
流動資産合計			28,196,552,598
Ⅱ　固定資産			
1　有形固定資産			
建物	202,362,691,668		
減価償却累計額	△　75,046,097,307		
減損損失累計額	△　256,790,180	127,059,804,181	